

公共調達に適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額 ※単価契約については、調達予定総額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
ノートパソコン及びカラーレーザープリンター等の購入契約	支出負担行為担当官 長野労働局総務部長 佐藤 和弥 長野市中御所1-22-1	令和2年6月23日	株式会社タツノ 上市市下塩尻236-4	9100001029978	会計法第29条の3及び予決令第102条の4第3号 新型コロナウイルス感染症対応休業者支援金事業は7月1日から開始することになっているが、事前の準備期間が必要であり、早期に契約を締結して調達を開始する必要があった。仮に本調達が行われないことによっては事業開始に関せず、結果として、事業の実施が免れた場合、新型コロナウイルス感染症対応休業者支援金事業がセーフティネットとしての機能を十分に果たせないことになり、国民生活に影響が出かねない。 以上の事態を回避する必要があるため。	11,353,445	9,834,638	86.6%					
新型コロナウイルス感染症対応休業者支援金センターで使用する什器類賃貸借契約	支出負担行為担当官 長野労働局総務部長 佐藤 和弥 長野市中御所1-22-1	令和2年6月23日	日建リース工業株式会社 長野営業所 長野市下駒沢横町533	1012701003766	会計法第29条の3及び予決令第102条の4第3号 新型コロナウイルス感染症対応休業者支援金事業は7月1日から開始することになっているが、事前の準備期間が必要であり、早期に契約を締結して調達を開始する必要があった。仮に本調達が行われないことによっては事業開始に関せず、結果として、事業の実施が免れた場合、新型コロナウイルス感染症対応休業者支援金事業がセーフティネットとしての機能を十分に果たせないことになり、国民生活に影響が出かねない。 以上の事態を回避する必要があるため。	2,293,896	1,349,946	58.8%					
新型コロナウイルス感染症対応休業者支援金センター及び長野労働局で使用する什器類賃貸借契約	支出負担行為担当官 長野労働局総務部長 佐藤 和弥 長野市中御所1-22-1	令和2年6月23日	日建リース工業株式会社 長野営業所 長野市下駒沢横町533	1012701003766	会計法第29条の3及び予決令第102条の4第3号 新型コロナウイルス感染症対応休業者支援金事業は7月1日から開始することになっているが、事前の準備期間が必要であり、早期に契約を締結して調達を開始する必要があった。仮に本調達が行われないことによっては事業開始に関せず、結果として、事業の実施が免れた場合、新型コロナウイルス感染症対応休業者支援金事業がセーフティネットとしての機能を十分に果たせないことになり、国民生活に影響が出かねない。 以上の事態を回避する必要があるため。	4,687,100	2,417,892	51.6%					
新型コロナウイルス感染症対応休業者支援金センターで使用する電話主装置及びビジネスフォン等賃貸借契約	支出負担行為担当官 長野労働局総務部長 佐藤 和弥 長野市中御所1-22-1	令和2年6月23日	日建リース工業株式会社 長野営業所 長野市下駒沢横町533	1012701003766	会計法第29条の3及び予決令第102条の4第3号 新型コロナウイルス感染症対応休業者支援金事業は7月1日から開始することになっているが、事前の準備期間が必要であり、早期に契約を締結して調達を開始する必要があった。仮に本調達が行われないことによっては事業開始に関せず、結果として、事業の実施が免れた場合、新型コロナウイルス感染症対応休業者支援金事業がセーフティネットとしての機能を十分に果たせないことになり、国民生活に影響が出かねない。 以上の事態を回避する必要があるため。	3,930,300	3,930,300	100.0%					
新型コロナウイルス感染症対策休業者支援金センターの設置及び雇用調整助成金の事務処理に係る複写機のレンタル契約	支出負担行為担当官 長野労働局総務部長 佐藤 和弥 長野市中御所1-22-1	令和2年6月29日	株式会社タツノ長野支店 長野市大島3397-10	9100001029978	会計法第29条の3及び予決令第102条の4第3号 新型コロナウイルス感染症対応休業者支援金事業は7月1日から開始することになっているが、事前の準備期間が必要であり、早期に契約を締結して調達を開始する必要があった。仮に本調達が行われないことによっては事業開始に関せず、結果として、事業の実施が免れた場合、新型コロナウイルス感染症対応休業者支援金事業がセーフティネットとしての機能を十分に果たせないことになり、国民生活に影響が出かねない。 以上の事態を回避する必要があるため。	1,276,550	716,760	56.1%					
新型コロナウイルス感染症対策休業者支援金・給付金センター事務所の賃貸借契約	支出負担行為担当官 長野労働局総務部長 佐藤 和弥 長野市中御所1-22-1	令和2年6月16日	善光寺白馬電鉄株式会社 長野県長野市中御所1丁目20-1	3100001001645	会計法第29条の3第4項、予決令第99条第23号 予算示達から事務所開設まで2週間足らずであり入札では事務処理が間に合わない。	9,410,614	7,983,800	84.8%					

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。